

生徒指導部だより第7号

発行日:平成29年9月13日(水) 京都府立鴨沂高等学校全日制



"生活指導週間" 9月7日(木)~9月 20 日(水)

文化祭が終わった次の日から生徒指導週間が始まっています。日常の遅刻カード指導に加え、1限を無断欠席している生徒を遅刻としてカウントし、定期考査毎の遅刻集計に加算します。併せて、各授業における生徒規程違反(服装、頭髪、装飾品及び化粧等)の生徒をチェックしています。チェックの<u>集計結果をもとにクラス担任で指導し、改善がない場合は生徒指導部で指導する</u>ことになります。

なお、今回の定期考査毎の遅刻回数の集計期間は7月7日(金)から10月16日(月)までと期間が長くなっており、生活指導週間(1限の欠席連絡のない場合を朝の遅刻に加算)を挟んでいるので、個別指導をする生徒が増えてくることが予想されます。遅刻回数と個別指導内容を次に示しておきますので、注意するようにしましょう。

- 1 遅刻5回~7回 → 担任から保護者に連絡+反省文
- 2 遅刻8回~10回 → 担任から保護者に連絡+反省文+生徒指導部長面談
- 3 遅刻 11 回以上 → 担任から保護者に連絡+反省文+校長(副校長)面談(保護者同伴)

【秋の全国交通安全運動】始まる!

** 裏面に運動重点(7項目)を掲載 **

9月21日(木)~30日(土)までの10日間、「見ることも 見られることも 事故 防止」のスローガンのもと、全国交通安全運動が行われます。また、9月24日(日)午前9時から北野天満宮前で『上京と北 **※半** パレード』と題して関連行事が行われ、本校から校長を始め生徒(生徒会役員会メンバー他)も参加し、セレモニーとパレードが実施されます。

【トピックス】(9月には入ってからの出来事)

* 1 ネットパトロールで 1 件指導しました。

リスクポイント6(リスクレベル中)と高い事案であり、<u>一般の方が写りこんでいる画像の投稿</u>がありました。友人を撮影したものなど、たとえ悪意がなくても許可を得ていない人物がはっきりと写りこむことは、投稿を見た第三者からの「盗撮なのでは?」と誤解を招いてしまう場合もあるため、公共の場所で撮影する際は、周辺に配慮して撮影することが大切です。<u>最悪の場合、</u>肖像権侵害等の訴訟問題に発展する危険があったので、その場で投稿写真を削除させました。

*2 自転車と自動車による交通事故が発生しました。

朝の登校途中、出雲路橋西詰め交差点の横断歩道を自転車で通行している時、交差点を南から 北に向かって走行していた自動車が急に右折したため、自動車の左側前方と自転車の前輪が接触、 自転車は転倒し生徒は右足に打撲と擦過傷を負いました。自動車の運転者は直ちに停車して、負 傷していた生徒に駆け寄り「大丈夫ですか。」と尋ねましたが、その生徒は「大丈夫です。」と答 え、運転者は警察に通報することなくその場を立ち去りました。今回の場合、生徒は被害者と言 えるので、運転者に警察へ通報する義務があります。但し、生徒が「大丈夫です。」と返事してし まったことで運転者が立ち去りました。もし、交通事故(車対自転車、車対歩行者、自転車対自 転車、自転車対歩行者の全て)に遭遇したら、「交通事故に遭ったら警察に通報するように学校で 指導されています。」「警察に連絡してください。」と勇気を持って返答してください。また、立ち 去られた場合は、車の特徴やナンバープレート番号を覚えて警察に通報しましょう。

編集後記 文化祭は愉しめましたか。目的意識を持って、目標を設定して取り組むものは、学校行事であれ何であれ、全力で真剣にできる限りの力を発揮したなら、その取組の過程や結果は「楽しむ」ものではなく、「愉しむ」ものだと思います。体育祭の取組が始まっています。鴨沂杯(文化祭+体育祭=総合成績)を目指して健闘を祈ります。

子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- ◇通学路等における幼児・児童の安全を確保しましょう。
- ◇高齢歩行者の死亡事故の特徴(走行車両の直前直 後横断等の法令違反が多いなど)等を踏まえた、交 通安全教育等を実施しましょう。
- ◇高齢運転者に対し、加齢等 に伴う身体機能の変化(認 知機能の低下など)が交通 行動に及ぼす影響などの安 全教育及び広報啓発をしま しょう。



夕暮れ時と夜間の歩行中・ 自転車乗用中の交通事故防止

- ◇「自転車安全利用五則」が遵守されるよう、あらゆる 機会を通じて広報しましょう。
- ◇頭部保護や重症化防止等、被害の 軽減に繋がるヘルメットを着用しま しょう。
- ◇子ども、高齢者、障害者等に対する 思いやりのある運転をしましょう。



全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

- ◇後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトと チャイルドシートの着用義務の周知を徹底しましょう。
- ◇シートベルトの高さや緩み調整、チャイルドシート本体の確実な取付け及び肩ベルトの締付け等、正しく使用しましょう。
- ◇高速乗合バス及び貸切バス 等の事業者に対し、全ての 座席におけるシートベルト 着用を徹底させるための指 導・啓発を強化しましょう。

飲酒運転の根絶

◇交通事故被害者等の声を 反映した広報啓発活動等 を通じて、地域、職場、家庭 等における飲酒運転を絶 対に許さない環境づくりを 促進しましょう。



◇酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者 等と連携して「ハンドルキーパー運動」の普及に努め ましょう。

歩行中・運転中のスマホ等使用の根絶

- ◇「歩きスマホ」等注意力が 散漫になる行為はやめま しょう。
- ◇自転車を含めた車両運転 (中のスマートフォン等の操 作等はやめましょう。



二輪車の交通事故防止

◇長時間のツーリング等では、ゆとりを持った計画を立てるとともに、適宜休憩をとり、安全運転を心がけましょう。



◇二輪車を利用する人には事故の被害が軽減できる 服装、靴、胸部プロテクターの着用の推進を広報 するとともに、ヘルメットのあごヒモをしっかり 締める等、正しい着用の普及に努めましょう。

自転車の安全な利用の促進

- ◇安全な自転車の乗り方(「自転車安全利用五則」などの基本的ルール)を再確認しましょう。
- ◇自転車定期点検整備や自転車損害保険等への加入 を促進しましょう